

中学校社会科における消費者教育と法教育を関連させた授業実践

－消費者として安全・安心な社会を築くために－

柳生 大輔（広島大学附属三原中学校）

本発表は、消費者教育と法教育の関係を踏まえた単元開発、授業実践を提案するものである。消費者教育の領域において「消費者主権と法」に関連する問題は多岐にわたる。しかし、義務教育の段階において消費者の権利を扱う実践はあっても、法教育の一環として「消費者の権利を具体的な法律を通して考える」実践は、まだまだ少ないのが現状である。特に喫緊の問題として、消費者の権利を守るために必要な消費者法や消費者の権利に関わる知識が、ほとんど系統立てて教えられておらず、その手だてを講じる必要性が挙げられる。ただし、消費者の権利を知識として知るだけでは、身近な、問題を抱える社会事象を、公正妥当に解決する能力が備わったとは言えない。法教育の目的は、自分の実生活の中で起こる問題を解決するための知識と技能を身につけることであり、できるだけ学習者の実生活に密着した具体的な場面を設定し、子どもの発達段階に応じたものにしていきたい。

以上のことから、生徒が消費者問題について具体的事例を考察することで、消費者の権利や義務を踏まえながら、安全で安心できる社会を築くために、適切な行動をとることができるようになる、と考え、単元（単元名「消費者として安全で安心できる社会を築くために（第3学年）」）を開発し実践した。

この単元は、製造物責任法の観点から具体的事案（カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件）を取り上げ、事実に基づきながら、公正に判断し、企業の社会的責任と消費者主権を関連づけて考えることができるように構成した。生徒は原理原則に照らしながら読み取った事実をもとに、思考判断し表現しながら自分の考えをまとめた。なお、授業で具体的事案の内容を生徒に考えさせる時、法的な考え方を共通認識として持たせる必要がある。その一つが、「事実の確認」の仕方、つまり「製造物に欠陥はあったのか、なかったのか。」（製造物責任法第2条第2項に欠陥の定義「…当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と規定されている。）の判断の仕方についてである。もう一つが、分析の視点となる「製造物責任の要件事実とその証明責任」の内容である。その中で特に注目させたのが、「責任を負うべき製造業者なのか」、「損害を引き起こした物が製造物なのか」、「設計上の欠陥の有無」、「警告表示の欠陥の有無」等の判断である。この判断を生徒が行うことで、法的知識の習得だけではなく、法的価値観や感覚の修得にもつながると考えられる。そして、消費者教育の意義と役割、消費者問題の具体的被害例や対応策について、また、法的な考え方をもとに、消費者の権利と義務、企業の社会的責任の両方を関連付けて考えさせることが、消費者主権の基礎を培うということを生徒に実感させることが大切である。

最後に、生徒には将来、消費者として、仕事と生活の調和を図ることのできる安全・安心な社会の構築に向けて、志を持って力を尽くして欲しい。

